

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◆規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

◆告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
争議行為の実施
土地改良事業計画の適否の決定(四件)
保安林の指定の解除予定
開発行為に関する工事の完了
出納長の権限に属する事務の委任

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十四号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分及び第三号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所長」に改め、同項第四号中「激甚」を「激甚^{じん}」に改め、同項第六号中「第一条第一項第二号イからニまで」を「第一条第一項第八号イ(1)から(4)まで」に改め、同項第七号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所長」に改め、同項第八号中「第二条第四項に規定する求職者」を「第二条第二項第八号に規定する者」に改め、同項第九号から第十一号までを次のように改める。

九 中華人民共和国からの引揚者であつて、本邦に引揚げた日(昭和四十七年九月二十九日から昭和五十七年四月五日までの引揚者について は、昭和五十七年四月六日)から起算して五年を経過していないもの

十 雇用対策法施行規則附則第二条第一項第二号に規定する者

十一 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)第四条第一項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和五十二年労働省令第三十

号)第三条の二の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けている者

第三条第一項に次の「号」を加える。

十二 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九十五号)

第十条第一項若しくは第二項又は特定不況業種離職者臨時措置法施行規則(昭和五十二年労働省令第三十一号)第八条の二の規定による特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けている者

第三条第二項中「第一条第一項第二号ロ及びニ」を「第一条第一項第八号イ(2)及び(4)」に、「行なう」を「行う」に、「公共職業安定所」を「公共職業安定所長」に改める。

第四条第二項第一号中「二千五百十円」を「二千六百八十円」に改め、同項第二号中「二千二百五十円」を「二千四百円」に改め、同条第三項中「二千二百五十円」を「二千四百円」に改める。

第六条第二項中「五百五十円」を「五百八十円」に改め、同条第六項中「一万七千二百五十円」を「一万八千二百五十円」に改める。

第七条第二項中「八千三百円」を「九千二百円」に改める。

第九条第一項中「第二条第二項、第三項又は第四項の規定」を「第二条第二項第一号から第八号の二までのいずれか」に改め、同項第六号中「雇用促進事業団」を「国」に改める。

様式第一号中

(4) 訓練受講指示の根拠

規則第3条該当号数

第1項第6号

1号・2号・3号・4号・5号・7号・8号・9号・第2項

(4) 訓練受講指示の根拠

規則第3条第1項

第4 規則第3条第2項

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。
- 3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十七年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第七百五十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
皆生温泉病院	米子市皆生二三七二―二四	昭和五十七年七月一日
山田齒科医院	八頭郡河原町大字佐貫七五六	〃

鳥取県告示第七百五十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
皆生温泉病院	米子市皆生二三七二―二四	全 国	昭和五十七年七月一日
山田齒科医院	八頭郡河原町大字佐貫七五六	〃	〃

鳥取県告示第七百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松井泰樹	鳥国医第二、七七九号	昭和五十七年六月十四日
小林 哲	鳥国医第二、七八〇号	〃
朝倉美奈子	鳥国薬第四九三号	昭和五十七年六月十五日
安達清孝	鳥国薬第四九四号	〃
井東弘子	鳥国医第二、七八一号	昭和五十七年六月十八日
藤井正満	鳥国医第二、七八二号	〃
中西祥治	鳥国医第二、七八四号	昭和五十七年六月二十一日
諸橋悦子	鳥国薬第四九五号	〃

菅澤 章	鳥国医第二、七八五号	昭和五十七年六月二十三日
小林 陽子	鳥国医第二、七八六号	〃
若月 俊郎	鳥国医第二、七八七号	〃
中村 衡藏	鳥国医第二、七八九号	昭和五十七年六月三十日
葉狩 良孝	鳥国医第二、七九〇号	〃
石原 政彦	鳥国医第二、七九一号	〃
竹田 洋子	鳥国薬第四九七号	昭和五十七年七月八日
石亀 裕通	鳥国歯第四三二号	昭和五十七年七月九日
荻原 法子	鳥国歯第四三三号	〃

鳥取県告示第七百五十六号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行委員長石田登から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- 1 春季賃上げ要求に関する件
- 2 夏期一時金要求に関する件
- 3 団体交渉を求める件

二 日時

昭和五十七年八月六日からこの事件の解決に至るときまで

三 場所

組合員の所属する全職場

四 概要

ストライキを含むあらゆる戦術により争議行為を行う。

鳥取県告示第七百五十七号

昭和五十七年六月十五日付けで会見町から申請のあつた土地改良（会見（縄平）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十八号

昭和五十七年六月十五日付けで会見町から申請のあつた土地改良（会見（田住）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十九号

昭和五十七年六月十五日付けで会見町から申請のあつた土地改良（会見（鶴田）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十号

昭和五十七年四月三十日付けで日南町から申請のあつた土地改良(佐木谷地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西野字餘戸七八三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十一月二十六日 鳥取県指令受都計第三百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字傳四郎道東六拾間及び字次右衛門道西空地

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市法勝寺町五五

株式会社米子ホープタウン

代表取締役 小西達雄

鳥取県告示第七百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定により、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させた。

昭和五十七年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等		期	日	会	場
「芹洋子とともに」		昭和五十七年九月三日		倉吉福祉会館	
新日本フィルハーモニー		昭和五十七年九月四日		境港市民会館	
交響楽団演奏会		昭和五十七年十一月十五日		米子市公会堂	
		昭和五十七年十一月十六日		鳥取市民会館	

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 中村 登

三 委任期間

昭和五十七年八月二日から同年十一月二十二日まで